

議案第 21 号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部改正)

第 1 条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 2 1 年 4 月 1 日規程第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「次項」を「第 4 項」に改め、同項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「27,300 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて別に」に改め、同号イからワまでを削り、同項第 3 号中「四輪の自動車の使用距離に応じて 46,000 円を超えない範囲内で」を「支給単位期間につき、66,200 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあってはその翌月)」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項第 2 号及び第 3 号」を「第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに前項第 1 号」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内

で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第2条 公立大学法人青森公立大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（令和7年3月31日規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1イ事務職員給料表級別基準職務表2級の項中「高度の知識又は経験を必要とする主事等」を「主任」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程の制定について

1 改正の理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、本学の設立団体である青森市において関係条例の一部を改正する。本学においても青森市の改正と同様に、通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当の上限を引き上げ及び駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する等のため、改正しようとするもの。

2 改正対象規程等

公立大学法人青森公立大学職員給与規程

公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

3 主な改正の内容

(1) 通勤手当の改定

①自動車等使用者に対する支給額の上限を引上げ

区分	上限距離区分	上限手当額
四輪自動車	80 km → 100 km	46,000 円 → 66,200 円 (+20,200 円)
四輪自動車以外	60 km (改定なし)	24,500 円 → 27,300 円 (+2,800 円)

②駐車場等の利用に対する通勤手当 (月 5,000 円上限) を新設

※国の給与法の改正に合わせ、四輪の自動車を使用する者以外の者の手当額についても、上限額を給与規程で定め、各距離区分の手当額については細則で定める。

※無期雇用常勤嘱託職員、常勤嘱託職員、非常勤嘱託職員、臨時職員の通勤手当については正職員に準じる。

(2) 新たな職位の追加

事務職員給料表の適用を受ける職員のうち、2級の職員を新たに主任とする改正を行う。

4 施行期日 令和8年4月1日

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる職員のうち、就業規則第44条第2項に規定する育児短時間勤務制度の適用を受ける職員及び定年前再雇用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 _____ <u>支給単位期間につき、27,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて別に定める額</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 <u>支給単位期間につき、66,200円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて別に定める額</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる職員のうち、就業規則第44条第2項に規定する育児短時間勤務制度の適用を受ける職員及び定年前再雇用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に</u> _____ 定める額</p> <p><u>イ 自動車等（四輪の自動車を除く。）の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円</u></p> <p><u>ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円</u></p> <p><u>ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円</u></p> <p><u>ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円</u></p> <p><u>ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円</u></p> <p><u>ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円</u></p> <p><u>チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円</u></p> <p><u>リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円</u></p> <p><u>ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円</u></p> <p><u>ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円</u></p> <p><u>ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円</u></p> <p><u>ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円</u></p> <p>(3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 <u>四輪の自動車の使用距離に応じて46,000円を超えない範囲内で</u> _____ 別に定める額</p>

改正後	改正前
<p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前3号に定める額、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として別に定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)並びに第2項第2号及び第3号並びに前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、当該定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあつてはその翌月)の別に定める日に支給する。</u></p> <p><u>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</u></p> <p><u>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前3号に定める額、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)並びに前項第2号及び第3号 _____ に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、当該定める期間)に係る最初の月 _____ の別に定める日に支給する。</u></p> <p><u>5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等 _____ に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</u></p> <p><u>7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>

○第2条関係

公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

(令和7年規程第12号) 新旧対照表

改正後		改正前	
(略) 別表第1 (第3条関係) 級別基準職務表		(略) 別表第1 (第3条関係) 級別基準職務表	
イ 事務職員給料表級別基準職務表		イ 事務職員給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となるべき職務	職務の級	基準となるべき職務
1級	(略)	1級	(略)
2級	<u>主任</u> の職務	2級	<u>高度の知識又は経験を必要とする主事等</u> の職務
3級～9級	(略)	3級～9級	(略)